

## 段階的緩和措置 第二弾

次のとおり段階的緩和措置等を見直ししますので、  
引き続き、協力をお願いします

- ◆ 対象区域 埼玉県全域
- ◆ 実施期間 令和3年10月 1日（金）から  
令和3年10月24日（日）まで

ただし、見直し内容については、令和3年10月15日（金）から  
また、「イベント等の開催制限」については、引き続き  
令和3年10月30日（土）まで

# 見直し内容

(飲食店及び結婚式場等に対する要請等)

(特措法第24条第9項等)

対象施設	施設の種類	令第11条	内訳
	飲食店	第14号	飲食店（居酒屋を含む）、喫茶店等 ※ 宅配・テイクアウトサービスを除く
	遊興施設等	第11号	バー等で飲食店営業許可を受けている店舗 ※ ネットカフェ、マンガ喫茶を除く
	集会場等	第5号	食品衛生法の飲食店営業許可を受けている結婚式場

		「彩の国『新しい生活様式』安心宣言飲食店＋（プラス）」	
		認証店	非認証店
営業時間		午前5時から午後9時まで	午前5時から午後8時まで
酒類提供		午前11時から午後8時まで	終日、提供を自粛 (飲酒の機会を設けないこと)
人数上限	飲食店及び遊興施設等	同一テーブルで4人以内、又は同居家族(介助者を含む)のみのグループ ただし、テーブル間の移動を行わないこと	4人以内又は同居家族(介助者を含む)のみのグループに限る。
	結婚式場	同一テーブルで4人以内	
その他		会食時間の上限（120分）を解除	